

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
29集中 -3301 -01				平成19年の構造改革特区第12次提案(管理コード090070)における厚生労働省からの回答	介護保険法第76条、第115条の39等	組織が公平中立というよりも、公平中立を保つため複数の人材を確保する。人材は委任という形を取り得る限り無報酬の形をとる。そうすることで、議会の議決は不必要にならないか?地方自治体の外部監査制度を活用し、地域ケア会議を社会資源との情報共有や問題の共有をはかる場にし、市町村に対しても福祉における監督の権限を行使できるようにする。	厚生労働省	<p>地域包括支援センター(以下「センター」という。)については、事業者や関連団体、サービス利用者、地域の権利擁護等を担う関係者等によって構成される地域包括支援センター運営協議会が点検・評価を行うことで適切、公正かつ中立な運営を確保することとされており(介護保険法施行規則第140条の66第2号口)、ご指摘のようなセンターに対するチェック機能はすでに担保されているものと考えている。</p> <p>また、民間企業が行っている虚偽申請等に対する監査機能についても、介護保険法第76条等に基づき、都道府県又は市町村が第三者的な立場において公平・中立に監査を行い必要な措置を講ずることとされており、ご指摘のようなチェック機能はすでに担保されているものと考えている。</p> <p>なお、地域ケア会議は、支援対象被保険者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものであり、センター等に対する監査機能を有することは想定されていない。</p>
29集中 -3301 -02	(非公表)	地域ケア会議の チェック機関の整備	地域包括支援センターにおいて行われている違法行為、また民間企業が行っている虚偽申請に対する監査機能を第三者的な立場において行使できるようにすることで、監査の機能がはたらいっていない機能の充実を図っていく。本来は在宅介護支援センターにあるシステムであるが、社会資源との有効な会議にしていく。人材としては委任という形をとり、報酬は中立性の確保のためできる限り無報酬とする。公平中立を保つため人材を複数確保し、第三者としての管理、チェック機能を果たしていく。	平成19年の構造改革特区第12次提案(管理コード040100)における総務省からの回答	地方自治法第252条の27～第252条46 地方自治法施行令第174条の49の21～第174条の49の43	地方自治体の外部監査制度を活用し、地域ケア会議を社会資源との情報共有や問題の共有をはかる場にし、市町村に対しても福祉における監督の権限を行使できるようにする。	総務省	<p>お尋ねの趣旨が明らかではないが、特定の事業について関係者の監視や意見の反映等について要望されているのであれば、地域包括支援センターは、介護保険法において、市町村がその設置の責任主体として、センターの運営について適切に関与しなければならないとされていることから、地域包括支援センターの制度を所管する省庁において検討すべきものである。</p> <p>なお、地方自治法上の外部監査制度については、包括外部監査であれば地方公共団体の財務に関する事務・経営に係る事業の管理について包括外部監査人が自らのイニシアティブにより特定のテーマを監査することとされているほか、個別外部監査であれば議会・長や住民からの要求に基づいて個別外部監査人が監査を行うこととされており、これらの外部監査人については、地方公共団体の監査に資する高度の専門的知識を有する者として、地方公共団体の財務管理・事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、かつ、弁護士・公認会計士・一定の要件を満たす実務精通者・税理士であること等が外部監査人たる要件とされているところである。</p> <p>したがって、地域ケア会議が外部監査人と同様の立場から監査を行えるとすることはできない。</p>